

■ 名 前 : 稲守 宏光

■ コメント:

複合取引について

貴案「なお書き」によれば、財・サービスいずれをも含む取引であっても、主たる取引に随伴して従たる取引も一括で収益認識が可能とされております。

ソフトウェア販売は、?一括買取もしくは?使用料方式に大きく二分されるものですが、通常これに付随してサポート契約・バージョンアップ契約を取り交わし、これらを一括して対価を受け取ります。

弊社では、会計監査人からの指摘もあり、現状使用料やサポート・バージョンアップ契約については契約期間に準拠した収益認識(期間対応処理)を行っております。

ただ、上記の貴案「なお書き」をそのまま理解しますと、この様なソフトウェアとサポート契約等を一括案件とした場合、主たる取引(ソフトウェア販売)が買取の場合はサポート契約等も一時の収益として認識し、使用料の場合は、従前の取扱いの通り、期間配賦して収益認識するものと読み取れる気がします。

この点についての貴見を伺いたく。